

定期接種実施要領（抄） 正誤表

正	誤
<p>第1 総論 1～9（略）</p> <p>10 予診並びに予防接種不適合者及び予防接種 要注意者 （1）（略） （2）個別接種については、原則、保護者の同伴が 必要であること。 ただし、政令第1条の3第2項の規定による対象 者に対して行う予防接種、政令附則第<u>2</u>項による日 本脳炎の定期接種及びヒトパピローマウイルス感 染症の定期接種（いずれも13歳以上の者に接種す る場合に限る。）において、あらかじめ、接種する ことの保護者の同意を予診票上の保護者自署欄に て確認できた者については、保護者の同伴を要しな いものとする。 以下（略） （3）、（4）（略） （5）予診の結果、異常が認められ、予防接種実施 規則（昭和33年厚生省令第27号。以下「実施規則」 という。）第6条に規定する者に該当する疑いのあ る者と判断される者に対しては、当日は接種を行わ ず、必要があるときは、精密検査を受けるよう指示 すること。この場合、B類疾病の定期接種について は、法の趣旨を踏まえ、積極的な接種勧奨とならな いよう特に留意すること。なお、インフルエンザの 定期接種で接種後2日以内に発熱のみられた者及 び全身性発疹等のアレルギーを疑う症状を呈した ことがある者で、インフルエンザワクチンの接種を しようとするものは、予防接種法施行規則（昭和23 年厚生省令第36号。以下「施行規則」という。） 第2条第<u>9</u>号に該当することに留意すること。 （6）（略）</p> <p>11 予防接種後副反応等に関する説明及び同意 前段（略） ただし、政令第1条の3第2項の規定による対象</p>	<p>第1 総論 1～9（略）</p> <p>10 予診並びに予防接種不適合者及び予防接種 要注意者 （1）（略） （2）個別接種については、原則、保護者の同伴が 必要であること。 ただし、政令第1条の3第2項の規定による対象 者に対して行う予防接種、政令附則第<u>4</u>項による日 本脳炎の定期接種及びヒトパピローマウイルス感 染症の定期接種（いずれも13歳以上の者に接種す る場合に限る。）において、あらかじめ、接種する ことの保護者の同意を予診票上の保護者自署欄に て確認できた者については、保護者の同伴を要しな いものとする。 以下（略） （3）、（4）（略） （5）予診の結果、異常が認められ、予防接種実施 規則（昭和33年厚生省令第27号。以下「実施規則」 という。）第6条に規定する者に該当する疑いのあ る者と判断される者に対しては、当日は接種を行わ ず、必要があるときは、精密検査を受けるよう指示 すること。この場合、B類疾病の定期接種について は、法の趣旨を踏まえ、積極的な接種勧奨とならな いよう特に留意すること。なお、インフルエンザの 定期接種で接種後2日以内に発熱のみられた者及 び全身性発疹等のアレルギーを疑う症状を呈した ことがある者で、インフルエンザワクチンの接種を しようとするものは、予防接種法施行規則（昭和23 年厚生省令第36号。以下「施行規則」という。） 第2条第<u>8</u>号に該当することに留意すること。 （6）（略）</p> <p>11 予防接種後副反応等に関する説明及び同意 前段（略） ただし、政令第1条の3第2項の規定による対象</p>

者に対して行う予防接種、政令附則第2項による日本脳炎の定期接種及びヒトパピローマウイルス感染症の定期接種（いずれも13歳以上の者に接種する場合に限る。）において、保護者が接種の場に同伴しない場合には、予防接種の有効性・安全性、予防接種後の通常起こり得る副反応及びまれに生じる重い副反応並びに予防接種健康被害救済制度についての説明を事前に理解する必要があるため、様式第四ヒトパピローマウイルス感染症予防接種予診票（保護者が同伴しない場合）を参考に、説明に関する情報を含有している予診票を作成した上で、事前に保護者に配布し、保護者がその内容に関する適切な説明を理解したこと及び予防接種の実施に同意することを当該予診票により確認できた場合に限り接種を行うものとする。

以下（略）

12（略）

13 A類疾病の定期接種を集団接種で実施する際の注意事項

（1）～（4）（略）

（5）保護者の同伴要件

集団接種については、原則、保護者の同伴が必要であること。

ただし、政令第1条の3第2項の規定による対象者に対して行う予防接種、政令附則第2項による日本脳炎の定期接種及びヒトパピローマウイルス感染症の定期接種（いずれも13歳以上の者に接種する場合に限る。）において、あらかじめ、接種することの保護者の同意を予診票上の保護者自署欄にて確認できた者については、保護者の同伴を要しないものとする。

以下（略）

（6）（略）

（7）女性に対する接種の注意事項

政令第1条の3第2項の規定による対象者に対して行う予防接種、政令附則第2項で定める日本脳炎の定期接種及びヒトパピローマウイルス感染症の定期接種対象者のうち、13歳以上の女性への接種

者に対して行う予防接種、政令附則第4項による日本脳炎の定期接種及びヒトパピローマウイルス感染症の定期接種（いずれも13歳以上の者に接種する場合に限る。）において、保護者が接種の場に同伴しない場合には、予防接種の有効性・安全性、予防接種後の通常起こり得る副反応及びまれに生じる重い副反応並びに予防接種健康被害救済制度についての説明を事前に理解する必要があるため、様式第四ヒトパピローマウイルス感染症予防接種予診票（保護者が同伴しない場合）を参考に、説明に関する情報を含有している予診票を作成した上で、事前に保護者に配布し、保護者がその内容に関する適切な説明を理解したこと及び予防接種の実施に同意することを当該予診票により確認できた場合に限り接種を行うものとする。

以下（略）

12（略）

13 A類疾病の定期接種を集団接種で実施する際の注意事項

（1）～（4）（略）

（5）保護者の同伴要件

集団接種については、原則、保護者の同伴が必要であること。

ただし、政令第1条の3第2項の規定による対象者に対して行う予防接種、政令附則第4項による日本脳炎の定期接種及びヒトパピローマウイルス感染症の定期接種（いずれも13歳以上の者に接種する場合に限る。）において、あらかじめ、接種することの保護者の同意を予診票上の保護者自署欄にて確認できた者については、保護者の同伴を要しないものとする。

以下（略）

（6）（略）

（7）女性に対する接種の注意事項

政令第1条の3第2項の規定による対象者に対して行う予防接種、政令附則第4項で定める日本脳炎の定期接種及びヒトパピローマウイルス感染症の定期接種対象者のうち、13歳以上の女性への接種

<p>に当たっては、妊娠中若しくは妊娠している可能性がある場合には原則接種しないこととし、予防接種の有益性が危険性を上回ると判断した場合のみ接種できる。このため、接種医は、入念な予診が尽くされるよう、予診票に記載された内容だけで判断せず、必ず被接種者本人に、口頭で記載事実の確認を行うこと。また、その際、被接種者本人が事実を話しやすいような環境づくりに努めるとともに、本人のプライバシーに十分配慮すること。</p> <p>第2 各論 1～8 (略)</p> <p>9 B型肝炎の定期接種 (1) 対象者 (略) (2) 対象者から除外される者 HBs抗原陽性の者の胎内又は産道においてB型肝炎ウイルスに感染したおそれのある者であって、抗HBs人免疫グロブリンの投与に併せて組換え沈降B型肝炎ワクチンの投与を受けたことのある者については、定期接種の対象者から除くこと。 (3)～(4) (略)</p> <p>10 (略)</p> <p>様式第一～様式第八 (略)</p>	<p>に当たっては、妊娠中若しくは妊娠している可能性がある場合には原則接種しないこととし、予防接種の有益性が危険性を上回ると判断した場合のみ接種できる。このため、接種医は、入念な予診が尽くされるよう、予診票に記載された内容だけで判断せず、必ず被接種者本人に、口頭で記載事実の確認を行うこと。また、その際、被接種者本人が事実を話しやすいような環境づくりに努めるとともに、本人のプライバシーに十分配慮すること。</p> <p>第2 各論 1～8 (略)</p> <p>9 B型肝炎の定期接種 (1) 対象者 (略) (2) 対象者から除外される者 HBs抗原陽性の者の胎内又は産道においてB型肝炎ウイルスに感染するおそれのある者であって、抗HBs人免疫グロブリンの投与に併せて組換え沈降B型肝炎ワクチンの投与を受けたことのある者については、定期接種の対象者から除くこと。 (3)～(4) (略)</p> <p>10 (略)</p> <p>様式第一～様式第八 (略)</p>
---	---